

# よくあるご質問



Q 1

住宅防音工事の対象となる住宅は、どんな住宅ですか？

飛行場ごとに決められた時期までに建てられた住宅が対象となります。下記の表をご確認ください。

希望届をお出しいただく前に不動産登記簿等で建設時期をご確認ください。

詳しくは北海道防衛局にお問い合わせください。



A 1

対象地域	対象時期	対象地域	対象時期
千歳飛行場周辺	昭和57年3月31日	矢臼別演習場周辺	平成11年5月31日
北海道大演習場（島松地区）周辺	平成24年6月29日	上富良野演習場周辺	平成24年6月29日
然別演習場周辺	平成24年6月29日		



Q 2

私の家は住宅防音工事の対象区域に入っていますか？

北海道防衛局までお問い合わせ下さい。

また「千歳飛行場」及び「北海道大演習場（島松地区）」については、千歳防衛事務所に置かれた縦覧図でも確認できます。

「然別演習場」及び「矢臼別演習場」については帯広防衛支局に置かれた縦覧図でも確認できます。



A 2



Q 3

家を建て替えた場合、住宅防音工事の対象となりますか？

対象区域を指定した時に建っていた住宅については、その住宅を取り壊した時の所有者か居住者の方が、建て替えた後の住宅で防音工事をする場合に対象となります。



A 3



Q4

住宅防音工事希望届はどこにありますか？

北海道防衛局のホームページに掲載しています。  
また、千歳防衛事務所にも備え置いてあります。  
所要事項を記入のうえ、北海道防衛局へ郵送して下さい。  
(宛先は住宅防音工事希望届に記載されています。)

◆北海道防衛局URL

<http://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/jyubou/index.html>



A4



Q5

住宅防音事業補助金交付申込書を提出すれば、住宅防音工事が出来るのですか？

ご提出いただいた書類を審査し、現地調査を行ったうえで判断することになります。  
場合によっては対象とならないことがあります。



A5



Q6

住宅防音工事の希望届を国へ提出したのですが、いつになったら交付申込書が配付されるのですか？

皆様が居住されている地域によって、工事内容などが異なることからお待ちいただく期間が異なりますが、希望受理通知が皆様に届いてから交付申込書の配付まで、相当の期間を要する場合もあることをご了承ください。

いずれにしましても、順番が回ってききましたら、順次、交付申込書を郵送いたしますので、それまでお待ちいただくようお願い申し上げます。

申込配付状況は北海道防衛局のホームページに掲載しています。

・千歳飛行場

[http://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/jyubou/29haifu\\_jyoukyou.pdf](http://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/jyubou/29haifu_jyoukyou.pdf)

・北海道大演習場（島松地区）

[http://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/jyubou/29haifu\\_hougekion.pdf](http://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/jyubou/29haifu_hougekion.pdf)



A6



Q7

工事請負業者がよく営業に回ってきますが、国が工事請負業者を指定しているのですか？

国が工事請負業者を指定、斡旋することはありません。  
工事請負業者は皆様方ご本人の責任において選んでいただきます。



A7



Q8

工事請負業者等との契約は、誰が行うのですか？

皆様方ご本人が交付決定後に工事請負業者等と契約を結んでいただきます。工事は契約締結後、実施していただきます。



A8



Q9

住宅防音工事と併せて、床等の張り替え工事も出来ますか？

可能ですが、その分は自己負担となります。  
詳しくは、北海道防衛局までお問い合わせ下さい。



A9



Q10

住宅防音工事を実施した家を売りたいのですが？

所要の手続きが必要となりますので、北海道防衛局までお問い合わせ下さい。



A10



Q11

住宅防音工事を実施した家を改造したいのですが？

所要の手続きが必要となりますので、北海道防衛局までお問い合わせ下さい。



A11



Q12

交付申込書を提出するときに、どのような書類が必要ですか？

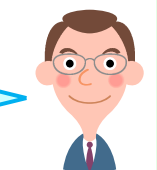
以下の書類が必要となります。

- ① 不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）又は家屋所有証明書
  - ② 住民票（世帯全員記載のもの）
  - ③ 印鑑証明書（借家の場合は所有者と借家人両者のもの）
- ※ただし、交付申込書提出時又は現地調査時に運転免許証、健康保険証等で、直接本人確認ができる場合には印鑑証明書の添付は不要です。

これらは交付申込書の提出前の3ヶ月以内に作成されたものを提出して下さい。

※住民票や印鑑証明書を揃える前に、不動産登記事項証明書等で、対象となる時期までに建てられた住宅かを確認することをお勧めします。

また、「告示日以降に住宅を建て替えた」「借家人が外国籍」「相続等による名義変更が未済」などの場合には、別途提出していただく書類がありますので、お問い合わせ下さい。



A12